

桶川市がん検診等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん検診等を行うことにより、市民の健康の保持及び増進並びに疾病等の予防及び早期発見を図り、もって市民の健康な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「がん検診等」とは、市が実施する胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん及び前立腺がんの検診、骨密度測定、肝炎ウイルス検診、胸部レントゲン検査、30代の健康診査並びに胃健康度検査とする。

(対象者)

第3条 がん検診等の対象者となる者は、市内に住所を有する者で、別表に掲げるがん検診等の種類の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度内に勤務先等であらうがん検診等と同様の検診を受診し、若しくは受診機会のある者又はがん検診等によって発見されうる疾病について現在治療中であり、又は治療予定のある者は、対象者から除くものとする。

(実施方法及び内容)

第4条 がん検診等は、医療機関又は検査機関に委託して、実施するものとする。この場合において、実施を委託するがん検診等の内容は、別表に掲げるがん検診等の種類の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

(受診限度)

第5条 がん検診等の受診は、1年度（乳がん検診、子宮がん検診及び骨密度測定にあつては2年後）につき1回を限度とする。ただし、肝炎ウイルス検診は、受診日までの間において当該肝炎ウイルス検診を1回も受診したことがないものに限るものとする。

(自己負担金)

第6条 がん検診等の受診者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者及び市長が負担金を徴することが不要と認める者を除き、がん検診等の内容に応じて別表に定める自己負担金を納付しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附則

改正後の要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附則

改正後の告示は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成27年6月15日から施行する。

附則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

種類	内容	対象者	自己負担金
胃がん検診	問診及び胃部レントゲン検査	40歳以上の者	800円
肺がん検診	問診及び胸部レントゲン検査並びに喀痰細胞診の対象者にあつては、喀痰検査	40歳以上の者	レントゲン検査 300円 喀痰検査 500円
大腸がん検診	問診及び2日法による便潜血検査	40歳以上の者	集団検診 300円 個別検診 700円
乳がん検診	問診及びマンモグラフィー検査	40歳以上の女性	800円
子宮がん検診	問診、内診、視・触診及び頸部細胞診。ただし、個別検診においては、ハイリスク者に体部細胞診を行う。	20歳以上の女性	集団検診 800円
			頸部がん 1,000円 頸部・体部がん 1,500円
前立腺がん検診	問診及びPSA検査	50歳以上74歳以下の偶数年齢の男性	500円
骨密度測定	踵骨の超音波検査	20歳以上の者	200円
肝炎ウイルス検診	問診及び血液検査	40歳以上の者	なし
胸部レントゲン検査（結核健診）	問診及び胸部レントゲン検査	65歳以上の者	なし
30代の健康診査	問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査及び診察	30歳以上39歳以下の者	500円

胃健康度検査	問診、血液検査（ピロリ菌抗体検査、ペプシノゲン検査）	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の者	市で行う健診等と同時実施 1,000円 単独で実施 2,000円
--------	----------------------------	--------------------------------	---

備考

- 1 胃健康度検査を除く対象者は、年度中にその年齢に達する者を含むものとする。
- 2 胃健康度検査の対象者の年齢は、受診する日の属する年度の4月1日における年齢とする。